

社会福祉法人伸和会 田喜野井旭こども園 重要事項説明書
(令和6年4月1日現在)

1 施設運営主体

名称	社会福祉法人 伸和会
所在地	千葉県船橋市夏見台5丁目7番地13号
電話番号	047-439-0010
代表者氏名	理事長 高橋 克文

2 施設概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	田喜野井旭こども園		
施設の所在地	千葉県船橋市田喜野井4丁目30番地12号		
連絡先	047-456-3180		
管理者	園長 菅野 寛子		
利用定員	1号認定こども	2号認定こども	3号認定こども
	0人	36人	24人
幼保連携型認定こども園開設年月日 平成27年4月1日			

法人沿革

昭和52年1月	厚生省認可
昭和52年4月	船橋旭保育園開園
平成16年4月	田喜野井旭保育園開園
平成27年4月	船橋旭保育園、田喜野井旭保育園 幼保連携型認定こども園へ移行
平成27年5月	丸山旭保育園開園

3 施設の目的及び運営の方針

義務教育及びその後の教育の基盤を培うものとして、満3歳児以上の子どもに対する教育並びに保育を必要としている子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるような環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

当園の運営方針は、次のとおりとする。

『健康で明るく社会性のある子ども』

健康な体、明るい心、そして仲間と協力しあえる行動を身につける、そのためには、乳幼児期の発育発達を適切に見守り、子どもの気づきを大切にする。そういった関わりが私達保育者に求められてくるのです。させる保育ではなく子どもたちの気づきを大切に、自ら考え自ら行動できる子どもたちに成長して欲しいと考えます。

「集団社会で役立つ力を導く」

集団社会のルールは個人の考えや行動が前提で成り立っています。従って次の3つの力と3つの指導を園から家庭、地域を巻き込み子どもたちの身につけたいと考えます。

(3つの力)

- 1 自分はどうか考えているのかをハッキリ自己表現できる力
- 2 自分の考えを持った上で人の話（考え方）を最後まで聞く力
- 3 みんなで協力して1つのものをつくりあげる力

(3つの指導)

- 1 静の指導 くつをそろえる、椅子をいれる＝自分で使った物は片づける
- 2 動の指導 はい、の返事、挨拶を人より速く＝気づき力の向上
- 3 姿勢と身だしなみの指導 服装と身だしなみ＝周りに不快感を与えない

4 施設・設備等概要

敷地	敷地全体	1662.99 m ²
	園庭	667.83 m ²
園舎	構造	重量鉄骨造2階建て
	延べ面積	734.65 m ²

設備	部屋数	備考
乳児室	1	0歳児
ほふく室	1	1歳児
保育室	4	2歳児～5歳児
一時保育室	1	
遊戯室	2	
調理室	1	

5 職員の状況

(年度により変動あり)

職種	常勤	非常勤	備考
園長	1		
主幹保育教諭	1		
保育教諭	8	11	保育士・幼稚園教諭取得
栄養士	1		
調理員	2	1	
事務職員	1		
学校医		1	
学校歯科医		1	
学校薬剤師		1	

6 教育・保育の提供日

1号認定子ども	2号認定子ども・3号認定子ども
ア 学期 ・1学期 4月1日 ～ 7月31日 ・2学期 8月1日 ～ 12月31日 ・3学期 1月1日 ～ 3月31日	月曜日から土曜日とします。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
イ 休園日 ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・夏季休園 7月21日 ～ 8月20日 ・冬季休園 12月21日 ～ 1月15日 ・春季休園 3月1日 ～ 4月8日	

7 教育・保育の提供時間

(1)教育標準時間（1号認定子ども）

9時00分～13時00分

(2)保育標準時間（2号認定子ども・3号認定子ども）

7時00分～18時00分（内必要な時間）

(3)保育短時間（2号認定子ども・3号認定子ども）

8時30分～16時30分（内必要な時間）

8 教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育その他の便宜の提供を行います。

(1)特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2)SI あそび・運動遊び・音楽遊び等発育に合わせた教育・保育

(3)食事の提供

◎食事時間帯

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃（離乳食）	14時頃（離乳食）		(0歳児) 離乳食を終えた場合は、1歳児と同様の食事時間になります。
1歳児	10時頃	11時10分頃	15時頃	
2歳児	10時頃	11時20分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

◎昼食などについて

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、前月末日に翌月の献立表をお配りします。 (4月1月は、当月1日に配布) 補食の献立表は、園内掲示板に掲示します。
アレルギー等の対応	使用する食材の中でアレルギー等で食べられない食材がありましたら、事前にご連絡ください。 医師の診断書に基づき除去の対応をします。

(5)その他

一時預かり事業、時間外保育の実施

9 利用料金

(1)特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

・保育料支払い対象：1号認定、3号認定

当園に対し、支給認定を受けた市が定める保育料をお支払いいただきます。

(2)教育・保育の提供に要するその他利用者負担金等

(1)に掲げる保育料の他、以下に掲げる費用の負担をしていただきます。

◎時間外保育料金 (0.1.2歳児 15分 100円 3.4.5歳児 15分 50円)

◎用品 (出席ノート・連絡帳・名札・自由画帳・はさみ・のり・クレヨンセット

クレヨン単色補充用・お道具箱・粘土・粘土ケース・マウスピース・月刊絵本・SI教材)

◎制服 (上着・ブラウス・リボン・ズボン・スカート・スモック・半袖体操服

長袖体操服・短パン体操服・ジャージ・オレンジ帽子・通園カバン)

◎保険 (共済掛け金)

◎2号認定子どもに係る食事の提供に要する費用 (副食費 4,800円)

・副食費支払い対象：2号認定 (市民税非課税世帯を除く)

10 支払方法

(1)保育料・2号認定子どもに係る食事の提供に要する費用・SI教材費・時間外保育料・保険の支払い
口座振替払

・毎月5日に引き落とし。ただし、4月9月分の保育料は、保育料が月初に未定のため、翌月に2ヶ月分の引き落としとなります。

・時間外保育料は、利用月の翌々月の引き落としとなります。

・残高不足等により引き落としができなかった場合は、指定の口座に振り込みをしていただきます。その際、振込手数料は保護者負担でお願いいたします。又、引き落としができなかった場合は、事務手数料(100円)を徴収いたします。尚、2カ月以上引き落としができなかった場合は、民法419条により延滞損害賠償請求が発生します。

(2)保育料の他、用品・制服の支払い

現金払い

・用品・制服の費用は、その都度事務所までお願いします。

11 入園・退園・転園・休園・卒園に関する事項

(1)入園

- ア 当園は、1号認定子どもの入園選考については、原則先着順とします。
- イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園については、市が利用調整を行います。

(2)退園

- ア 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の前月月初までに退園届を提出してください。
- イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には、児童を退園させることができます。
 - ・2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
 - ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(3)転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望する時は、転園希望月の前月月初までに転園届けを提出してください。

(4)休園

- ア 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望する時は、速やかに園長に申し出するものとする。
- イ 児童が多数伝染病に罹患するなど、教育・保育上重大な影響がある時は、休園となる場合があります。
- ウ 休園をしている間の保育料は、通常通りとなります。

(5)卒園

当園は、児童が小学校に就学した時は、教育・保育の提供を終了します。

12 学校医

当園は、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

(1)内科

医療機関の名称	戸張クリニック
学校医名	戸張 雅晴
所在地	船橋市田喜野井 7-3-13
電話番号	047-456-4777

(2)歯科

医療機関の名称	対間歯科医院
学校歯科医名	対間 健
所在地	船橋市田喜野井 4-29-29
電話番号	047-467-6411

13 健康診断等について

(1)内科検診・歯科検診

内科検診	年2回学校医が検診をします。 検診結果は、連絡帳及び健康診断記録に記載します。
歯科検診	年1回学校歯科医が検診をします。 検診結果は、連絡帳及び健康診断記録に記載します。

(2) 身体測定

毎月月末に身長・体重の測定を行います。結果については、出席ノートに記載します。

14 苦情等に関する相談窓口

当園に対する苦情や疑問・質問等がありましたらすぐに主幹保育教諭までお知らせ下さい。
「子ども達のために」ということを第一に考え、対応をしていきたいと思いをします。

相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決責任者 園長（別途お知らせします） ・ 苦情受付担当者 主幹保育教諭（別途お知らせします） ・ 電話番号 047-456-3180 ・ FAX 番号 047-461-2000

第三者委員	電話番号
・ 宍戸 久子	047-334-7139
・ 鈴木 晴男	090-2309-0300
・ 池本 寿子	090-7077-6326

15 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知器 ・ 非常警報装置 ・ 誘導灯 ・ カーテン、敷物等の防災処理 ・ 災害用備蓄：食糧（米・汁物・菓子類）・飲料水 約3日分 携帯ラジオ・靴等
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	船橋市立田喜野井小学校

※災害時の迎えは原則的に保護者の方となりますが、連絡が取れない事も予測されますので、その場合は事前に登録して頂いています、「非常時送迎者」の方へお子様をお引き渡しします。

16 虐待の防止

当園では、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要措置を講じるものとします。

17 当園の御利用に際し留意していただきたいこと

送迎者について	基本的に保護者が行ってください。保護者以外の方が来る場合は連絡をお願いします。(兄弟の場合のみ中学生以上の方が送迎可能です)
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れることがわかり次第、連絡をお願いします。 開園時間内にお迎えに来てください。開園時間内にお迎えに来られないことが予測される場合は、予めファミリーサポートセンター等の登録をする等、対応をお願いします。
欠席・遅刻の場合	当日の連絡は、8時30分までをお願いします。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	インフルエンザ・麻疹・流行性耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の「船橋市登園許可証明書」「船橋市登園届」の提出をした後、登園してください。療養期間は登園のめやすをご覧ください。
発熱のある場合について	熱が37.0度以上ある場合は、登園を控えてください。 嘔吐、下痢が続く場合も家庭にて療養をしてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、薬の連絡票に基づき行うことができます。熱性けいれん等、座薬の投薬に関しては個別に御相談させていただきます。
園生活での撮影について	園生活での静止画・動画を撮影することについてはご家庭で鑑賞する事のみを目的とし、自分のお子さん以外の人物が写っているような静止画・動画を不特定多数の人が閲覧できるものへの投稿は控えてください。この件に関するトラブルについては、園では責任を負いません。尚、保育の妨げになるような撮影はご遠慮ください。

18 その他

- ・園に提出した書類の内容に変更があった場合は必ずお知らせください。
(例：住所変更・就労状況・保険証等)
- ・駐車場のスペースが限られていますので、短時間での送迎をお願いします。
また、近隣への駐停車は御遠慮ください。
- ・各種行事、保育活動中に撮影した写真をパンフレットやホームページ又はおたより等、その他園が必要とするときに掲載することがあります。尚、掲載を希望されない方はお申し出ください。また、卒園後原則5年を上限として使用いたしますが、掲載を取りやめて欲しいときにはすぐにお申し出ください。